

福岡県公報

平成十七年六月二十九日
第二千四百六号
増刊 ①

目次

条 例(第四十号)

○福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(公園街路課) ……………一

公布された条例のあらまし

◇福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

(建築都市部公園街路課)

1 公園施設として筑後広域公園内に多目的運動場等を整備したことに伴い、その使用料を定めることとした。

2 この条例は、平成十七年七月一日から施行することとした。

条 例

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年六月二十九日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県条例第四十号

福岡県都市公園条例の一部を改正する条例

福岡県都市公園条例(昭和五十二年福岡県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第二の八表の部分を次のように改める。

都市公園名	単 位	金 額
球 技 場	全 面 二時間以内	三、〇〇〇円

筑後広域公園		筑豊緑地	
多目的広場	多目的運動場	ソフトボール場	
半面	全面	一面	半面
二時間以内	二時間以内	二時間以内	
三〇〇円	六〇〇円	一、五〇〇円	六〇〇円
	一、五〇〇円	三、〇〇〇円	

別表第二の八の備考の二中「多目的広場」を「この表に掲げる施設」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年七月一日から施行する。

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎
株式会社
川頭六丁目六番四一
島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)